公益社団法人宮城県医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長

宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱の一部改正に ついて (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げ ます。

さて,このことについて,別紙のとおり改正されましたので承知いただきますとともに, 貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、接種医療機関に対しては、各市町村を経由してこの旨周知しております。

記

- 1 改正の趣旨 別表中,対象期間を延長するもの。
- 2 施行時期 令和4年1月21日

担 当:疾病·感染症対策課

ワクチン接種対応チーム

電 話:022-211-2806 FAX: 022-211-3223

## 宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施する医療機関を支援するため、一定回数以上の個別接種を実施する医療機関に対して、予算の範囲内において宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和3年7月27日厚生労働省発医政0727第2号、厚生労働省発健0727第1号、厚生労働省発薬生0727第29号通知)、新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について(令和3年5月25日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)、新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び職域接種における支援策について(令和3年6月18日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)及び補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において使用する用語の定義はそれぞれ以下の各号に定めるところによる。
- (1) 「接種券」とは、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者に対して市町村が発行する券をいう。
- (2) 「予診票」とは、新型コロナウイルスワクチン接種前に医師が行う問診、検温等の診察等の結果を記載する書類をいう。
- (3)「診療録」とは、医師法(昭和23年法律第201号)第24条第1項に規定するものをいう。

(交付対象等)

- 第3 奨励金の交付要件,交付対象及び交付額は別表に定めるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。
  - (1)暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者

(交付の申請)

- 第4 奨励金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定により、別に知事が定める 日までに、宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付申請書(別記様式1及び付 表。以下「交付申請書」という。)及び次項に規定する添付書類を知事に提出しなければなら ない。
- 2 前項に規定する交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - (1) 別表に定める交付要件を満たす日または週における接種券が貼付された予診票の写しまたは診療録の写し

(2) その他知事が必要と認める書類等

(交付申請の方法)

第5 奨励金の申請においては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 17年宮城県条例第28号)に定める電磁的記録により申請書類の提出を行うことができるも のとする。

(奨励金の交付決定)

第6 知事は、第4に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を 交付することが適当と認めたときは、交付決定通知により奨励金の交付申請をした者へ通知す る。

(実績報告)

- 第7 第4に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。
- 2 第6に規定する交付決定通知は、規則第13条の規定による奨励金の額の確定に係る通知を 兼ねるものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第8 知事は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて、当該取消しに係る部分に関して返還を命ずるものとする。
  - (1) 交付対象者の要件に反している事実が認められたとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって交付を受け又は受けようとしたとき。
  - (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定により返還を命じた場合、交付申請をした者に対し書面により通知するものとする。

(関係書類等の保管)

第9 奨励金の交付を受けた者は、奨励金に関する書類を会計帳簿とともに、交付決定の日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年10月4日から施行し、令和3年度予算に係る奨励金に適用する。

## <u>附 則</u>

この要綱は、令和4年1月21日から施行し、令和3年度予算に係る奨励金に適用する。

交付要件	交付	交付額
	対象	
週 100 回以上の接種を <u>令和 3 年</u> 5 月 9 日から <u>令和 3 年</u> 7 月 31	診療所	週 100 回以上の接種をした週におけ
日まで、 <u>令和3年</u> 8月1日から <u>令和3年</u> 10月2日まで、 <u>令和3</u>		る接種回数に対して, 2,000円/回
<u>年</u> 10月3日から <u>令和3年</u> 12月4日まで <u>, 令和3年12月5日</u>		
から令和4年2月5日まで、令和4年2月6日から令和4年3		
月31日までのそれぞれの期間中に4週間以上行う場合		
週 150 回以上の接種を 令和 3 年 5 月 9 日から 令和 3 年 7 月 31		週 150 回以上の接種をした週におけ
日まで、 <u>令和3年</u> 8月1日から <u>令和3年</u> 10月2日まで、 <u>令和3</u>		る接種回数に対して, 3,000円/回
<u>年</u> 10月3日から <u>令和3年</u> 12月4日まで <u>, 令和3年12月5日</u>		
から令和4年2月5日まで、令和4年2月6日から令和4年3		
月31日までのそれぞれの期間中に4週間以上行う場合		
1日50回以上の接種を <u>令和3年</u> 5月9日から <u>令和3年</u> 7月31	診療所	1日 50 回以上の接種を行った日に対
日まで、 <u>令和3年</u> 8月1日から <u>令和3年</u> 10月2日まで、 <u>令和3</u>	病院	して, 100,000円/日
<u>年</u> 10月3日から <u>令和3年</u> 12月4日まで <u>, 令和3年12月5日</u>		
から令和4年2月5日まで、令和4年2月6日から令和4年3		
<u>月 31 日まで</u> に行った場合		
特別な接種体制を確保した場合であって,1日50回以上の接種	病院	医師1人当たり 7,550円/時間
を週1日以上達成する週が、 <u>令和3年</u> 5月9日から <u>令和3年</u> 7		看護師等1人当たり 2,760円/時間
月 31 日まで, <u>令和 3 年</u> 8 月 1 日から <u>令和 3 年</u> 10 月 2 日まで,		
<u>令和3年</u> 10月3日から <u>令和3年</u> 12月4日まで <u>, 令和3年12</u>		
月5日から令和4年2月5日まで、令和4年2月6日から令和		
<u>4年3月31日まで</u> のそれぞれの期間中に4週以上ある場合		
	週 100 回以上の接種を令和 3 年 5 月 9 日から令和 3 年 7 月 31 日まで、令和 3 年 8 月 1 日から令和 3 年 10 月 2 日まで、令和 3 年 10 月 3 日から令和 3 年 12 月 4 日まで、令和 3 年 12 月 5 日から令和 4 年 2 月 5 日まで、令和 4 年 2 月 6 日から令和 4 年 3 月 31 日までのそれぞれの期間中に 4 週間以上行う場合 週 150 回以上の接種を令和 3 年 5 月 9 日から令和 3 年 7 月 31 日まで、令和 3 年 8 月 1 日から令和 3 年 10 月 2 日まで、今和 3 年 10 月 3 日から令和 3 年 12 月 4 日まで、令和 3 年 12 月 5 日から令和 4 年 2 月 5 日まで、令和 4 年 2 月 6 日から令和 4 年 3 月 31 日までのそれぞれの期間中に 4 週間以上行う場合 1 日 50 回以上の接種を令和 3 年 5 月 9 日から令和 3 年 7 月 31 日まで、今和 3 年 8 月 1 日から令和 3 年 10 月 2 日まで、令和 3 年 10 月 3 日から令和 3 年 12 月 4 日まで、令和 3 年 12 月 5 日から令和 4 年 2 月 5 日まで、令和 4 年 2 月 6 日から令和 4 年 3 月 31 日までに行った場合 特別な接種体制を確保した場合であって、1 日 50 回以上の接種を週 1 日以上達成する週が、今和 3 年 5 月 9 日から令和 3 年 7 月 31 日まで、今和 3 年 8 月 1 日から今和 3 年 10 月 2 日まで、令和 3 年 10 月 3 日から令和 3 年 12 月 4 日まで、令和 3 年 10 月 3 日から令和 3 年 12 月 4 日まで、令和 3 年 12 月 5 日から令和 4 年 2 月 6 日から令和	週 100 回以上の接種を合和 3 年 5 月 9 日から合和 3 年 7 月 31 目まで、合和 3 年 8 月 1 日から合和 3 年 10 月 2 日まで、合和 3 年 12 月 5 日から合和 4 年 2 月 5 日まで、合和 3 年 12 月 5 日から合和 4 年 2 月 5 日まで、合和 4 年 2 月 6 日から合和 4 年 3 月 31 日までのそれぞれの期間中に 4 週間以上行う場合 週 150 回以上の接種を合和 3 年 5 月 9 日から合和 3 年 7 月 31 日まで、合和 3 年 8 月 1 日から合和 3 年 10 月 2 日まで、合和 3 年 12 月 5 日から合和 4 年 2 月 5 日まで、合和 4 年 2 月 6 日から合和 4 年 3 月 31 日までのそれぞれの期間中に 4 週間以上行う場合 1 日 50 回以上の接種を合和 3 年 5 月 9 日から合和 4 年 3 月 31 日までのそれぞれの期間中に 4 週間以上行う場合 1 日 50 回以上の接種を合和 3 年 5 月 9 日から合和 4 年 7 月 31 目まで、合和 3 年 8 月 1 日から合和 3 年 10 月 2 日まで、合和 3 年 12 月 5 日から合和 4 年 2 月 5 日まで、合和 4 年 2 月 5 日まで、合和 4 年 2 月 5 日まで、合和 4 年 2 月 6 日から合和 4 年 3 月 31 日までに行った場合 特別な接種体制を確保した場合であって、1 日 50 回以上の接種 7 月 31 日まで、合和 3 年 8 月 1 日から合和 3 年 10 月 2 日まで、合和 3 年 10 月 3 日から合和 3 年 10 月 2 日まで、合和 3 年 10 月 3 日から合和 3 年 12 月 4 日まで、合和 3 年 10 月 3 日から合和 4 年 2 月 5 日まで、合和 4 年 2 月 6 日から合和

<sup>・</sup>同一の週について、1~3を重複して算定してはならない。

<sup>・3</sup> と 4 については、重複して算定できる。

宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱(令和3年10月4日施行)の一部を次のように改正する。

	改正後(新)				改正前(旧)			
第 1	から第11まで (略)			第	1から第11まで (略)			
別表				別	表			
	交付要件	交付	交付額		交付要件	交付	交付額	
		対象				対象		
1	週100回以上の接種を <u>令和3年</u> 5月9日か	診療所	週 100 回以上の接種	1	週 100 回以上の接種を5月9日か	診療所	週 100 回以上の接種	
	ら <u>令和3年</u> 7月31日まで, <u>令和3年</u> 8月		をした週における接		ら7月31日まで,8月		をした週における接	
	1日から <u>令和3年</u> 10月2日まで, <u>令和3年</u>		種回数に対して,		1日から10月2日まで,		種回数に対して,	
	10月3日から <u>令和3年</u> 12月4日まで <u>,</u> 令		2,000 円/回		10月3日から12月4日まで		2,000 円/回	
	和3年12月5日から令和4年2月5日ま							
	で,令和4年2月6日から令和4年3月31							
	<u>日まで</u> のそれぞれの期間中に4週間以上行				のそれぞれの期間中に4週間以上行			
	う場合				う場合			
2	週 150 回以上の接種を令和3年5月9日か		週 150 回以上の接種	2	週 150 回以上の接種を5月9日か		週 150 回以上の接種	
	ら <u>令和3年</u> 7月31日まで, <u>令和3年</u> 8月		をした週における接		ら7月31日まで,8月		をした週における接	
	1日から <u>令和3年</u> 10月2日まで, <u>令和3年</u>		種回数に対して,		1日から10月2日まで,		種回数に対して,	
	10月3日から <u>令和3年</u> 12月4日まで <u>,</u> 令		3,000 円/回		10月3日から12月4日まで		3,000 円/回	
	和3年12月5日から令和4年2月5日ま							
	で,令和4年2月6日から令和4年3月31							
	日までのそれぞれの期間中に4週間以上行				のそれぞれの期間中に4週間以上行			
	う場合				う場合			
3	1日50回以上の接種を合和3年5月9日	診療所	1日 50 回以上の接種	3	1日50回以上の接種を5月9日	診療所	1日 50 回以上の接種	
	から <u>令和3年</u> 7月31日まで, <u>令和3年</u> 8	病院	を行った日に対し		から7月31日まで,8	病院	を行った日に対し	
	月1日から <u>令和3年</u> 10月2日まで、 <u>令和</u>		て, 100,000円/日		月1日から10月2日まで,		て, 100,000円/日	

	3年10月3日から令和3年12月4日ま				10月3日から12月4日ま
	で,令和3年12月5日から令和4年2月				<u>で</u>
	5日まで、令和4年2月6日から令和4年				
	3月31日までに行った場合				に行った場合
4	特別な接種体制を確保した場合であって、	病院	医師1人当たり	4	特別な接種体制を確保した場合であって、 病院 医師1人当たり
	1日 50 回以上の接種を週 1 日以上達成す		7,550円/時間		1 日 50 回以上の接種を週 1 日以上達成す 7,550 円/時間
	る週が、 <u>令和3年</u> 5月9日から <u>令和3年</u> 7		看護師等 1 人当たり		る週が、5月9日から7 看護師等1人当たり
	月31日まで、令和3年8月1日から令和		2,760 円/時間		月 31 日まで,8 月 1 日から 2,760 円/時間
	3年10月2日まで、 <u>令和3年</u> 10月3日か				10月2日まで、10月3日か
	ら <u>令和3年</u> 12月4日まで <u>, 令和3年12月</u>				ら12月4日まで
	5日から令和4年2月5日まで、令和4年				
	2月6日から令和4年3月31日までのそ				
	れぞれの期間中に4週以上ある場合				れぞれの期間中に4週以上ある場合
• [	・同一の週について、1~3を重複して算定してはならない。				・同一の週について、1~3を重複して算定してはならない。
• 3	3と4については、重複して算定できる。				・3 と 4 については,重複して算定できる。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行し、令和3年度予算に係る奨励金に適用する。